

石川県公報

平成 24 年 10 月 30 日 (火曜日)

号 外

(第 67 号)

目 次

告 示					
鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	1	休猟区の指定	(同)	4
鳥獣保護区の指定の解除	(同)	4	特例休猟区の指定	(同)	5
			特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	5

告 示

石川県告示第486号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

手取地区鳥獣保護区

2 区域

白山市中島町地内の国道157号と主要地方道小松鳥越鶴来線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み同市吉野地内にて国道360号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道釜清水河合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道釜清水上野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

503ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、当県の南部に位置する標高約150メートルの平地である。当該区域の中央部で手取川と大日川が合流し、水面面積が357ヘクタールであり、総面積の約71パーセントを占める。これらの河川の周辺には水田が広がっている。

当該区域の周辺にはスギ植林地、コナラ等の雑木林が分布し、ツキノワグマやニホンザルが生息している。また渓流でしか確認できないカワガラスや県内での確認数が少ないカワアイサを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

雑木林や渓谷等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

1 名称

専光寺鳥獣保護区

2 区域

金沢市普正寺町地内の犀川河口左岸を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み普正寺橋との交点に至り、同所から同橋を渡り、市道 2 級幹線 316 号普正寺金石線との交点に至り、同所から同市道を南に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み犀川と安原川との交点（専光寺橋）に至り、同所から安原川左岸を上流に進み主要地方道金沢美川小松線との交点（浜専光寺橋）に至り、同所から同主要地方道を南西に進み下安原町西 406 番地にて市道安原 11 号下安原町線 1 号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市道の西北端から最短距離で海岸汀線^{てい}に至り、同所から同汀線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

150ヘクタール

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、金沢市の海岸松林が続く地帯にあり、ムクドリ、オオヨシキリ等鳥獣の生息地として環境的に恵まれている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

定期的に巡視を実施する等により、静謐^{ひつ}な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

1 名称

巖門鳥獣保護区

2 区域

羽咋郡志賀町富来生神地内の生神川河口左岸と海岸汀線^{てい}との交点を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み町道生神本線との交点に至り、同所から同町道を南に進み国道 249 号との交点に至り、同所から同国道を南に進み主要地方道志賀富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み町道福浦港巖門線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道丹和本線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道福浦坂線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南に進み志賀町富来福浦港地内のよしら川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域（ただし、よしら川から生神川に至る海岸汀線の西側 200 メートル以内の島しょを含む。）

3 面積

95ヘクタール

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 44 年 10 月 31 日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、志賀町の中央部の海岸沿いに位置し、天然林がよく発達している地域である。このような自然環境を反映して、断崖の地域は海鳥の営巣がよくみられ付近の海域は、海鳥の格好の採餌場となり、海鳥を始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

マツ天然広葉樹林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

1 名称

清水鳥獣保護区

2 区域

輪島市門前町清水地内の市道門前中学校線と市道走出田村線との交点を起点とし、同所から市道門前中学校線を西南西から西に進み通称芳木農道との交点に至り、同所から通称象鼻山尾根づたいに東北に進み市道和田中谷内線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

18ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、ハケ川と浦上川の合流地点より西部の右岸に位置し、スギ、アテ等の人工林や、コナラ等の広葉樹で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、アオサギ、カワラヒワ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ホオジロ、ミサゴ等の留鳥のほか、サンバ等の夏鳥やカワアイサ等の冬鳥が渡来する野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

当該区域は、多数の留鳥や猛禽類のサンバ及びミサゴの生息地として重要な区域のため、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

1 名称

奥能登鳥獣保護区

2 区域

珠洲市大谷町地内の国道249号と県道上黒丸大谷線との交点を起点とし、同所から同県道を南南西に進み同町森吉・外山及び若山町吉ヶ池地内を経て、同町上黒丸地内の主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み八太郎峠に至り、同所から珠洲市と輪島市との行政区界を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

3,175ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、宝立山の北西部に位置し、スギやアテ、ヒノキ、ケヤキ等の人工林や、コナラ等の広葉樹で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、トビ、キジバト、ヒヨドリ、ホオジロ、カワラヒワ等の留

鳥や猛禽類のハチクマやアオジのほか、シメ等の夏鳥やアトリ等の冬鳥の渡来も多く、野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

当該区域は、多数の留鳥や猛禽類のハチクマ及びミサゴの生息地として重要な区域のため、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

石川県告示第487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除する。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

二俣鳥獣保護区

2 区域

金沢市二俣町地内の森下川と通称イヤ谷川との合流点を起点とし、同所から森下川を左岸に沿って上流に進み豊吉川と田島川との合流点に至り、同所から田島川を左岸に沿って上流に進み下二俣橋に至り、同所から主要地方道金沢井波線を南西に進み林道折渡線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み通称折渡に至り、同所からイヤ谷を東北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

10ヘクタール

4 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

5 解除日

平成24年10月31日

石川県告示第488号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

曾又休猟区

2 区域

鳳珠郡能登町字曾又地内の県道与呂見藤波線と能登町道曾又宮地1号線との交点を起点とし、同所から同町道を西に進み主要地方道輪島山田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み県道鮭尾比良線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み能登町と穴水町との行政区界に至り、同区界を北に進み主要地方道珠洲穴水線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み県道柏木穴水線との交点に至り、同所から主要地方道珠洲穴水線を東に進み主要地方道輪島山田線との交点を経て、主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み県道与呂見藤波線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,015ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

1 名称

大丸山休猟区

2 区域

輪島市門前町本市地内の国道249号と主要地方道穴水門前線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南東に進み主要地方道輪島富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み主要地方道穴水^{つるぎ}劔地線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道奥山線との交点に至り、同所から同林道を北に進み市道館小石線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道館本市線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,780ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

石川県告示第489号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

曾又特例休猟区

2 区域

鳳珠郡能登町字曾又地内の県道与呂見藤波線と能登町道曾又宮地1号線との交点を起点とし、同所から同町道を西に進み主要地方道輪島山田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み県道鮭尾比良線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み能登町と穴水町との行政区界に至り、同区界を北に進み主要地方道珠洲穴水線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み県道柏木穴水線との交点に至り、同所から主要地方道珠洲穴水線を東に進み主要地方道輪島山田線との交点を経て、主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み県道与呂見藤波線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,015ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

1 名称

大丸山特例休猟区

2 区域

輪島市門前町本市地内の国道249号と主要地方道穴水門前線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南東に進み主要地方道輪島富来線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み主要地方道穴水^{つるぎ}劔地線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道奥山線との交点に至り、同所から同林道を北に進み市道館小石線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道館本市線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,780ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

石川県告示第490号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成24年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

橋立地区宮町周辺特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市小塩町地内の県道深田片野下福田線と市道 A 368 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道 A 419 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道下り車線に沿って南西に進み市道 A 124 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道 A 372 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み主要地方道橋立港線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道 A 156 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み農道 5040 - 8 号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道 5040 - 10 号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道 A 159 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道 5040 - 6 号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

122ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

分校地区周辺特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市動橋町地内の主要地方道山中伊切線と県道串加賀線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み農道 4110 - 19 号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み J R 北陸本線との交点に至り、同所から同 J R 線上り線に沿って北東に進み高塚踏切に至り、同所から小松市との行政区界を南東に進み国道 8 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

60ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

山田特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市大聖寺敷地町地内の県道串加賀線と市道 A 123 号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道 A 295 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進みさらにその延長線を 150 メートル進み加賀市中央公園外側の耕作道との交点に至り、同所から同耕作道を北東に進み市道 C 75 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道 C 74 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道 C 80 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市作見町地内の市道 C 268 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市富塚町地内の市道 C 90 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み農道 3120 - 38 号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み農道 3120 - 39 号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み同市片山津町地内の農道 3110 - 39 号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道 3110 - 37 号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道 3110 - 31 号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み市道 C 2 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道片山津山代線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道 C 480 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市動橋町地内の主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み同市作見町地内の県道串加

賀線との交点に至り、同県道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

450ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

八丁川特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市白江町地内の梯川右岸と国道305号との交点を起点とし、同所から同川右岸を下流に進みJR北陸本線上り側との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み梯川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み梯大橋及び小松大橋を経て小松市水道局の水管橋との交点に至り、同所から同水道橋を通り梯川右岸に至り、同所から同川右岸を上流に進みJR北陸本線下り側との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み県道粟生小松線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道8号との交点に至り、同所から同県道を北東に進み能美市の市道113号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み能美市の市道236号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み主要地方道小松鶴来線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道金平寺井線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道和気寺井線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み能美市の市道65号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道金平寺井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み能美市の市道75号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道305号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

490ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

佐美特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市と加賀市との行政区界と主要地方道小松加賀線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み小松市浜佐美地内の市道佐美浜佐美1号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道日末村松線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同市佐美町地内の市道佐美町東側線を東南に進み市道佐美日末線との交点から市道佐美町東側線をさらに南西、南に進み県道潮津串線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み加賀市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

114ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

粟津特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市那谷町地内の主要地方道小松山中線と主要地方道丸山加賀線との交点を起点とし、同所から主要地方道丸

山加賀線を北西に進み国道 8 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道二ツ梨矢田野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み国道 8 号 (小松バイパス) との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道高塚粟津線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道矢田野馬場線との交点に至り、同所から同市道を南に進み主要地方道小松山中線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

374ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

国府特定猟具使用禁止区域

2 区域

小松市古府町地内の市道上八里白江線と市道古府埴田線との交点を起点とし、同所から市道古府埴田線を南東に進み主要地方道金沢小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道荒木田佐々木線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆佐々木線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道金屋花坂線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道能美大橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八里白江線との交点に至り、同所から同市道を東北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

138ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

岩内宮竹特定猟具使用禁止区域

2 区域

能美市岩内町地内の加賀産業開発道路と市道岩内金剛寺線との交点を起点とし、同所から同開発道路を北東に進み主要地方道小松鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み同市宮竹町及び灯台笹町地内を経て市道灯台笹大口線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道灯台笹大谷線との交点に至り、同所から同市道を南東に210メートル進んだ地点で南南西に360メートル進み市道不燃物処理場線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み同市大口町地内の県道埴田寺畠宮竹線との交点に至り、同所から同県道を南に進み同市坪野地内を経て同市金剛寺町地内の市道金剛寺線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道岩内金剛寺線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

660ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大浦特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市大浦町地内の県道向粟崎安江町線東蚊爪橋と大宮川左岸との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み金腐川右岸との交点に至り、同所から同川を南に進み大浦大橋、学校橋及び金腐川橋を経て、千田橋と市道 1 級幹

線58号大浦百坂線との交点に至り、同所から同市道を西に進み猫橋に至り、同所から大宮川左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

85ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

内灘海岸特定猟具使用禁止区域

2 区域

河北郡内灘町と金沢市との行政区界と海岸^{てい}汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北東に進み河北潟放水路左岸との交点に至り、同所から同汀線を北東に進み同放水路の右岸との交点に至り、同所から同放水路の右岸を南東に進み主要地方道金沢田鶴浜線（能登有料道路）との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み町道準幹6号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道準幹3号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道準幹5号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道高松内灘線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み内灘町大根布地内の金沢港港湾区域境界線との交点に至り、同所から同区域境界線を南西に進み河北郡内灘町と金沢市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

949ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

高松・宇ノ気特定猟具使用禁止区域

2 区域

かほく市高松地内の市道二ツ屋8号線と市道高松13号線との交点を起点とし、同所から市道高松13号線を東に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南南西に進み市道内高松12号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み通称八方農道との交差点に至り、同所から同農道を南東に進み通称コジカツ農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み山道に入り同山道を南に進み市道内高松1号線との交点に至り、同所から同市道を東南東に進み同市内高松と同市余地との字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み市道高松166号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北東に進み市道内高松2号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道内高松8号線との交点に至り、同所から同市道と市道二ツ屋8号線を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

183ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

長曽川特定猟具使用禁止区域

2 区域

鹿島郡中能登町徳前地内の国道159号と町道K B 74号線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道良川磯部線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道K B 134号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道K B 17号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道R 4号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み四ツ水口橋との交点に至り、同所から長曽川河川敷左岸を南西に進み県道久江鹿西線との交点に至り、同所から同県道を横断し農道能登部上176号線に至り、同所から同農道を南西に進み農道能登部上19号線との交点に至り、同所から同農道を南南西に進み県道鹿西氷見線との交点に至り、同所から同県道を北に進み農道能登部下66号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道能登部下179号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み町道R 84号線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み長曽川(沢橋)を横断し、さらに島田踏切を横断し主要地方道七尾羽咋線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道良川磯部線との交点に至り、同所から同県道を東南東に進み町道295号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道K B 135号線と良川と浅井の字界との交点に至り、同所から同字界を南に進み長曽川を横断し町道K B 77号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道K B 143号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道K B 74号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

316ヘクタール

4 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器